

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、関係するすべてのステークホルダーとの信頼関係にもとづき、企業価値の最大化を目指す経営に取り組んでおります。このためにはコーポレート・ガバナンスの充実・強化が不可欠と考え、競争力の強化、経営成績の向上とともに、経営監視機能としての監査役の役割を重視し、また取締役会が内部統制システムの構築・維持、情報開示の強化により説明責任が十分果たせるように注力いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2(4)】

当社は現在、株主構成、議決権行使状況、および株主総会運営コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用していません。今後、株主構成及び議決権行使状況等の変化等状況に応じて検討を進めます。

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】

当社では、事業環境の変化が激しいことを考慮し、中期3か年経営計画やROE等の数値目標に関する对外公表は行っておりませんが、まず、安定的に当期純利益を計上できる収益構造を確立することが第一と考えております。

当社が継続的に事業を拡大し、収益力を高めていくためには、当社グループで運営するホテルアライアンスを拡大し、安定的な収益確保を図ることが肝要と考え、業績の向上に努める所存です。

また、当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題のひとつと位置付け、具体的な配当金額および配当性向等につきましては、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案したうえで決定いたします。

【原則4-7 独立社外取締役の役割・責務】

当社は現在、独立社外取締役を選任しておりませんが、取締役会にてそのような決議をおこなうに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制として独立社外取締役を選任し、取締役の業務執行状況の監督機能を強化に努めます。

【補充原則4-8(1)】

当社は現在、独立社外取締役を選任しておりませんが、独立社外取締役が複数となった時点で独立取締役を構成員とする会合の定期的な開催ができるように機能の強化に努めます。

【補充原則4-8(2)】

当社は現在、独立社外取締役を選任しておりませんが、取締役会にてそのような決議をおこなうに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制として複数の独立社外取締役を選任し、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図ります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社では、重要な経営戦略や経営計画の機関決定をおこなった際、速やかに当社ホームページにて開示しています。

当社では、事業環境の変化が激しいことを考慮し、中期3か年経営計画やROE等の数値目標に関する对外公表は行っておりませんが、まず、安定的に当期純利益を計上できる収益構造を確立することが第一と考えております。

そのためには、当社グループで運営するホテルアライアンスを拡大し、安定的な収益確保を図ることにより、業績の向上に努める所存です。

また、当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題のひとつと位置付け、具体的な配当金額および配当性向等につきましては、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案したうえで決定いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は「その他投資事業」として証券投資事業を営むことから、純投資目的による株式保有をしておりますが、いわゆる政策保有株式は保有しておりません。取引先との安定的、長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化および強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、中長期的な視点で企業価値向上につながるか、または当社の株式保有の意義が損なわれないかを当社判断基準とした上で、当該取引先等の株式等を政策保有株式として保有する場合があります。

【原則1-7 関連当事者間取引】

当社の子会社、関連会社、親会社等の支配株主およびその役員、親族(以下、「関連当事者」という。)との間で関連当事者間取引を行う場合や、投融資および債務保証を行う場合は、「関係会社管理規程」に準じると共にコーポレートガバナンスの観点から、取締役会での審議を行い、他の株主の利益を保護した上で、他社との一般の取引条件と同様の適切な条件で実施するように対応しております。

原則3-1. 情報開示の充実】

1. 企業理念 【原則3-1(1)】

(1)ビジョン (2)ミッション (3)バリュー (4)プロミスを定め、企業理念に基づき、事業を運営しております。

<http://www.agorahospitalities.com/about/mission.html>

(1)ビジョン

美しい日本を集めたホテルアライアンス

(2)ミッション

我々アライアンスの使命は、高い評価と信頼を得ることができるデザインサビーなホテルアライアンスネットワーク「美しい日本を集めたホテルアライアンス」を構築することです。そしてそのアライアンスネットワークを通じて、日本がアジアにとって最も素晴らしいデスティネーションであることを発信すると同時に、日本のツーリズム業界を担うホスピタリティ精神を持った若者を育成します。

(3)バリュー

誠実であること
信頼を得ること
正直であること
向上心を持つこと
必ず成功すると考えること
楽しむこと
勉強すること
夢をもつこと
情熱をもつこと

(4)プロミス

街の自慢になる。お客様 株主の皆様 地域の人たち 取引先の人たちそしてそこで働く人やその家族が「自慢したくなるホテル」を創出します。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方 【原則3-1(2)】

当社の企業理念の一つとしてOur Promise “お客様 株主の皆様 地域の人たち 取引先の人たち そしてそこで働く人やその家族が「自慢したくなるホテル」を創出します。” を定めており、企業として支持され続けるためには株主価値、企業価値の最大化に努めるとともに、社会的な責任を果たすために企業が事業を営む地域社会や経済環境の改善活動の実行が重要であると考えております。当社はすべてのステークホルダーから正しい理解と信頼を得るために、透明、公正、迅速、果断な意思決定を図り、それらを実現するためにコーポレートガバナンス体制を構築し経営方針、財務状況、事業活動状況などの企業情報を公正、適時適切かつ積極的に開示いたします。

3. 役員報酬 【原則3-1(3)】

定時株主総会において月額報酬額の上限を決定し、更に、取締役会において、個々の取締役の報酬額は、代表取締役がその管理監督業務の負担に応じた最低限の役員報酬額を決定し、その支給を受けるものとします。また、業績連動報酬として業務執行取締役に対し、ストックオプションを付与いたします。付与に際しては、役員が企業価値の最大化をはかる適切な動機づけを与えると同時に株価にも責任を有する立場であることを認識させるものとします。

4. 役員の選任プロセス 【原則3-1(4)、(5)】

次回の(2017年以降)の取締役選任については、会社法、金融商品取引法および関係業法を踏まえ、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験などを十分配意したうえ候補者を選び、取締役会にて取締役候補者の面接をおこない、審議を行ったうえで取締役会にて選定し、株主総会の決議により選任いたします。

次回の(2017年以降)の監査役選任については、会社法、金融商品取引法および関係業法を踏まえ、監査活動の充実、強化を図ることができる知識及び経験などに十分配意したうえ候補者を選び、監査役会にて監査役候補者の面接をおこない、審議を行ったうえで、監査役会で候補者を選定し、株主総会の決議により選任いたします。

【補充原則4-1(1)】

取締役会は、「取締役会規程」および「職務権限規程 決裁要項」に基づき、取締役会議長より提案される経営上重要な事項の承認と、役員等の職務執行および業務執行者による職務執行の報告を受け、経営全般を監督します。また、予め定められている取締役会の付議項目以外の経営上の重要な課題についても、適宜、適切に取締役会において審議、報告がなされております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

取締役会の構成は3人以上とし機能を効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持するものとしております。また、取締役会の監督機能を高める観点から、取締役2名以上を社外取締役といたしております。当社は現在、独立社外取締役を選任しておりませんが、その就任の前10年間に於いて当社グループおよび親会社等の株主並びに当社グループの取引先での運営に関与がなく、高度な専門的な能力を有し、その分野における豊富な経験を有する者、又は、豊富な国際感覚に基づく高い見識を有し、独立した立場から当社の経営の重要事項業務遂行の監督等に十分な役割を果たす事ができる者で、一般株主と利益相反するおそれがないと判断出来る場合、独立役員に指定しております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は現在、独立社外取締役を選任しておりませんが、その就任の前10年間に於いて当社グループおよび親会社等の株主並びに当社グループの取引先での運営に関与がなく、高度な専門的な能力を有し、その分野における豊富な経験を有する者、又は、豊富な国際感覚に基づく高い見識を有し、独立した立場から当社の経営の重要事項業務遂行の監督等に十分な役割を果たす事ができる者で、一般株主と利益相反するおそれがないと判断出来る場合、独立役員に指定しております。

【補充原則4-11(1)】

取締役会の構成は3人以上とし機能を効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持しております。また、取締役会の監督機能を高める観点から、取締役2名以上を社外取締役としております。また、当社では、性別、年齢、国籍を問わず、人物、能力、経験等に基づき、取締役及び監査役を選定しており、取締役8名、監査役4名のうち、女性取締役2名、外国人取締役5名、また、外国人監査役2名という体制で運営しており、その役割、責務を実効的に果たすための知識、経験、能力を全体としてバランス良く備えております。当社の取締役会は、宿泊事業、その他投資業の各事業に精通した業務執行取締役等と企業経営者である社外取締役で構成されています。当社の監査役のうちCPA資格を有する者が1名、税理士資格を有する者1名を選任しており財務、会計に関する豊富な知識を有しています。

【補充原則4-11(2)】

取締役、監査役は、当社以外の会社(日本及び海外)の役員を兼務する場合は、自らの義務と責任を全うするために、当社取締役会、監査役会に対して十分な時間を割くことができる範囲に限るものと考えております。なお、その主な兼任の状況は、「株主総会招集ご通知」、「有価証券報告書」に記載しております。

【補充原則4-11(3)】

当社は現在、取締役会の実効性について評価できておりませんが、取締役会において、毎年、取締役会全体の実効性について、分析および評価を行い、その評価結果の概要を開示できるように機能の強化に努めます。

【補充原則4-14(2)】

当社は取締役および監査役は、その役割や責務を果たすために、知識の習得や更新等の研鑽に努めることが必要と考え、平成 27年度より、当社の役員トレーニング及び外部研修の方針として、日本国内居住の取締役、監査役に対しては、経営課題について一定の知識や情報が無い役員が、善管注意義務違反、忠実義務違反を回避し適切な意思決定を下せるよう取締役会および監査役会の実効性高める事を目的に東証eラーニング、Women Corporate Directors (WCD) 日本支部、上場会社役員ガバナンスフォーラム等による研修、または外部の講師を招聘し講習会を実施することにより、年2回程度の研修受講、講習会実施を行っております。海外在住の役員については、一般社団法人監査懇話会による取締役職務執行確認書および監査役執行確認書の提出を毎年受けることとしています。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は現在、株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取組みに関する方針は定めておりませんが、当社と株主との建設的な対話を促進するための体制としては、代表取締役社長、取締役CFOおよび宿泊担当取締役が中心となって機関投資家からのリクエストに応じて対話を実施しております。また、個人投資家との対話およびIR、SR全般に関する事務局として総務人事部がそれにあたり、株主から得られた意見やステークホルダーとの情報交換によって得られた意見等について経営陣幹部へのフィードバック等を行っております。なお、株主との対話に際しては「インサイダー取引防止に関する規則」に基づき、役員およびその家族からのインサイダー情報の漏洩防止を徹底しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
クレディ スイス アーゲー ホンコン トラスト アカUNT ファー イースト グローバル アジア アカUNT ツー	110,683,000	40.12
ゴールドマンサックスインターナショナル	54,750,248	19.85
エルジーティー バンク リミテッド	29,000,000	10.51
デービーエス バンク リミテッド 700104	3,353,000	1.22
ピービーエイチデービーエスバンクホンコンリミテッドアカUNT005ノンユース	1,317,000	0.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,205,000	0.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,054,000	0.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	1,042,000	0.38
クレディ スイス アーゲー ホンコン トラスト アカUNT クライアンツ ファー イースト グローバル アジア リミテッド	1,000,000	0.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	945,000	0.34

支配株主(親会社を除く)の有無 _____

親会社の有無 ファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッド、アジア・ランド・リミテッド (非上場)

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 12 月

業種 サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社では、現在、支配株主等との間に取引はなく、コーポレート・ガバナンスの観点から、支配株主等が当社に対し大きな影響を与える特別な関係にはありません。今後、取引が発生した場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件で実施するとともに、当社取締役会での審議を経たうえ、他の株主の利益を保護するよう適切に対応することとします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情更新

当社の親会社は、当社株式の40.12%を所有する持株会社ファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッドおよび同社の株式の74.41%を所有する持株会社アジア・ランド社であります。また、その他の関係会社であるファー・イースト・グローバル・アジア株式会社は、当社株式の10.87%を

所有しております。

ファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッドと当社との関係は、同社の投資活動による当社株式の保有という資本関係の他、取締役ウィニー・チュウ・ウィン・クワンの派遣をうけておりますが、その他の人的関係はございません。

ファー・イースト・グローバル・アジア株式会社の代表取締役であるホーン・チョン・タは、当社の取締役を兼務しておりますが、その他の人的関係はございません。

兼任取締役は2名の他 1 名が当社親会社ファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッドに関係した会社の取締役を兼務しておりますが、当社取締役会は多数決のもとに運営されているため、支配株主等からの独立性は確保されていると認識しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 3 名

定款上の取締役の任期 2 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 8 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
ユエン・ピン	他の会社の出身者							○				
北村隆則	学者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
ユエン・ピン		ホニーキャピタル社 マネージングディレクター	金融機関での豊富な経験に基づき、独立した立場から当社の経営の重要事項の決定および業務遂行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、当社の経営体制が更に強化できるものと判断し、選任いたしました。
北村隆則		香港中文大学 客員教授	外交官としての幅広い実績と豊かな国際感覚に基づき、独立した立場から当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことで、当社の経営体制が更に強化できるものと判断し、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

平成27年7月1日付にて内部監査室を設置し、平成27年9月1日付にて内部監査室設置に伴う職務権限規程の変更を行い、社長が指名選任する専従の内部監査担当責任者1名によって、実施されております。内部監査規程の運用に関しましては、会社における経営活動の全般にわたる管理・運営の制度および業務の遂行状況を計画的かつ効率的な業務監査を実施し、合法性と合理性の観点から検討・評価し、その結果に基づく事後的な検証機能を強化するとともに、取締役会および監査役会への報告経路を確保いたしました。

監査役会は、豊富な経験と幅広い見識をもつ監査役4名から構成することとしております。監査役監査においては、年度監査計画に則って監査を実施しております。また、監査の効果、効率の向上のため、必要に応じて会計監査人と意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
チェン・ワイハン・ボズウェル	他の会社の出身者													○
クラレンス・ウォン・カン・イエン	他の会社の出身者													○
遠藤 新治	税理士													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
チェン・ワイハン・ボズウェル		ファー・イースト・コンソーシアム・インターナショナル社CFO兼カンパニーセクレタリー	会計士の資格を有し、企業活動に関する豊富な見識を有しているため選任いたしました。
クラレンス・ウォン・カン・イエン		ドーセット・ホスピタリティ・インターナショナル社カンパニーセクレタリー兼COO(チーフオペレーティングオフィサー(東南アジア・中国担当))	当社の中核事業であるにホテル事業に精通し、企業活動に関する豊富な見識を有しているため選任いたしました。
遠藤 新治	○	税理士(当社との取引はありません。)独立役員	経営と業務執行の監督機能に必要なとされる高度な専門性に加え、証券取引所の定める独立役員の要件を満たす独立性を有しており、一般株主と利益相反おそれがないと判断して、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 1 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上及び企業価値向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、行使価額を原則として割当時の時価とする通常型ストックオプションを割り当てることとしております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

「2012年度通常型ストックオプション」
対象者:取締役、監査役、従業員、子会社の取締役
付与数:社内取締役 5,660,000株、社外取締役 125,000株、監査役 180,000株、
従業員および子会社の取締役 250,000株

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役に支払った報酬16,495千円
(注)第78期(自平成27年1月1日至平成27年12月31日)の実績であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬につきましては、昭和62年3月30日開催の第49回定時株主総会において、報酬限度額は月額500万円以内、監査役の報酬につきましては、昭和57年3月15日開催の第44回定時株主総会において、月額100万円以内とそれぞれ決議いただいております。そのうえで、役員個々の職務と責任に応じて、取締役につきましては、取締役会の決議により決定し、監査役につきましては、監査役会で協議のうえ、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会に先立ち、議案書や関連資料の送付を行い、また必要に応じ、社内担当部門から逐次情報の提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、定款において、会社に関する機関として取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置することを定めており、現在の当社の事業規模等から、いわゆる監査役会設置会社としての体制が最もふさわしいものと考えております。

取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。（第78期には、6回の取締役会が開催されております。）
取締役、監査役の選任、報酬の原案は、独立役員としての社外監査役出席の取締役会で承認し、株主総会で決定しております。

取締役、監査役の選任は、報酬の決定、独立役員としての独立性監査役出席の取締役会承認、株主総会で決定しております。

会社の業務執行は、代表取締役が行い、代表取締役は適宜事業担当取締役、その他部門責任者とグループ会社を含めた連結経営に関する経営方針を協議・審議しております。また、取締役会、代表取締役社長直轄のプロジェクトとして、コンプライアンス推進事務局を設置し、経営の効率化と健全性の維持に取り組んでおります。

監査役は、取締役会、その他経営に関する会議に出席し、また必要に応じ取締役、その他部門責任者から職務の執行状況を聴取し、また稟議決裁書の閲覧により、会社財産の状況を調査しております。更に専従の内部監査担当責任者から内部統制評価の報告を、

会計監査人から監査報告を受け、業務及び財産の状況の調査を行っております。会計監査人については、現在、KDA監査法人を選任し、同監査法人により、計算書類、付属明細書並びに連結計算書類の監査が適切に実施されております。

平成27年7月1日付にて内部監査室を設置し、平成27年9月1日付にて内部監査室設置に伴う職務権限規程の変更を行い、社長が指名選任する専従の内部監査担当責任者1名によって、実施されております。内部監査規程の運用に関しましては、会社における経営活動の全般にわたる管理・運営の制度および業務の遂行状況を計画的かつ効率的な業務監査を実施し、合法性と合理性の観点から検討・評価し、その結果に基づく事後的な検証機能を強化するとともに、取締役会および監査役会への報告経路を確保いたしました。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の機能は、業務執行取締役が担い、内部監査機能につきましては、監査役の機能を強化することで進めてまいりましたが、平成27年に行なった過年度決算訂正を受け、平成27年7月1日付にて内部監査室を設置いたしました。

平成27年9月1日付にて内部監査室設置に伴う職務権限規程の変更を行い、社長が指名選任する専従の内部監査担当責任者1名によって、実施されております。

内部監査規程の運用に関しましては、会社における経営活動の全般にわたる管理・運営の制度および業務の遂行状況を計画的かつ効率的な業務監査を実施し、合法性と合理性の観点から検討・評価し、その結果に基づく事後的な検証機能を強化するとともに、取締役会および監査役会への報告経路を確保いたしました。

また、社外取締役からは、社外における様々な経験やその高い識見に基づき、取締役会の場に限らず、当社の業務遂行上有益な意見を受けており、当社と利害関係のない、独立性の高い社外監査役1名が独立役員としての機能を果たしているため、現在の体制が当社にとって適当なものであり、適切なコーポレート・ガバナンスの実践・充実は可能にしていると判断しております。

なお、役員体制については、企業価値向上のためのコーポレートガバナンスの観点から、更なる見直しを行うことを検討しております。

具体的には、実質的な親会社であるファースト・グループの役職者による当社の取締役及び監査役の兼任者数を、現状よりも引き下げることにより、取締役会及び監査役会の機能強化と活性化を図るべく、一部の兼任者には辞任を求めてまいります。

また、今後の役員体制については、一部の兼任者には速やかな辞任を求めていく一方、コーポレートガバナンスコード補充原則においても取締役の選任に関する方針の開示が求められていることから、安易に選任することはガバナンスコードの考え方に反していると考え、コーポレートガバナンスコードの原則に沿った役員選任方針を作成した上で、さらなる役員体制の刷新を図る所存であります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

実施していません。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要は、以下のとおりであります。

1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人は、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、定款、規則等を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に努めていくものとする。又、監査役会は、内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努めるとともに、経営機能全般に対する監督強化を図るものとする。

2) 取締役の職務の執行に関する情報の保存、管理に関する体制

1. 当社は、取締役の職務執行に係る情報を、取締役会規程および内部情報管理に関わる規程等に従い適切に保存及び管理していくものとする。
2. 文書の管理保存の期間については、法令に定めるものその他、業務に必要な期間、保存するものとする。

3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社の経営に重大な影響を与える、経営環境の変化その他災害・事故、および海外投資を初めとする為替・株価等の資産価値変動、並びに法的規制等のリスクを統括管理する組織機能を整備し、損失を最小限度にとどめるための必要な対応を行うものとする。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、取締役会において、会社の運営に関する基本方針に関する事項、年次事業計画に関する事項およびその他重要な業務執行に関する事項を決定するとともに、業務の執行状況を逐次監督していくものとする。
2. 当社は、取締役会付議事項以外の業務執行上の重要事項を決定するため、経営に関する会議を必要に応じて開催し、経営の迅速さを確保していくものとする。

5) 当社並びに国内および海外における子会社・関連会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社・関連会社の、取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告および損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 国内および海外における子会社・関連会社より定期的に業績等を報告させ、必要に応じて協議を行う。

イ. 海外事業担当を設置し、事業の運営および管理を推進する。

2. 子会社・関連会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役が子会社・関連会社の取締役を兼務することにより、子会社・関連会社の取締役等の職務執行が効率的に行われる体制を確保する。

3. 子会社・関連会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

関係取締役、監査役の国内および海外子会社・関連会社への派遣、業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。

6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 当社は、監査役監査の実効性を高め、監査を円滑に遂行するために、内部監査室と連携を図るなど、監査役監査を支援・整備する体制をとっていくものとする。

2. 監査役の職務を補助すべき使用人は、当該職務について他の取締役等より指揮命令を受けず、独立して職務を執行する。

3. 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、取締役会、経営に関する会議等重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して監査を行う。

2. 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項や法令・定款等に違反するおそれのある事項を見聞した場合は適宜監査役に報告する。また、当社は、その報告を行った者が、報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制の確保に努める。

3. 監査役は、会計監査人、顧問弁護士と定期的に情報交換を行うものとする。

4. 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を支弁するため年次予算を設け、監査役がその費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、その予算の範囲内において、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

当社は、社会的責任において、反社会的勢力に対し組織的に毅然とした態度で臨むことを基本方針としております。平素より対応統括部署である総務人事部が中心になり、関係行政機関や地域企業等と協力し、情報の収集、共有化に努め、コンプライアンスの観点から、反社会勢力との関係遮断を役員及び全従業員に対し、周知徹底を図ってまいります。問題発生時には、所轄警察署ならびに顧問弁護士と連携し、迅速かつ適切に対処する協力体制を構築するものとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値を向上させることが、結果として防衛にもつながるという基本的な考え方に立ち、企業価値の向上に注力しているところであり、現時点で特別な防衛策は導入いたしていません。社会情勢等の変化を注視し、継続的に防衛策の必要性も含めた検討をすすめてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

適当社の会社情報に適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

記

(1) 情報取扱責任者を中心に、国内及び海外の関係事業会社から正確、迅速な情報の提供を可能にする管理体制を強化します。特に、海外の関係事業会社の管理担当者と情報取扱責任者の連絡体制をより緊密にします。

(2) 適時開示規則上、適時、適正な開示が求められる会社情報の内容項目を関係部署で再確認し、将来の適時、適正な開示手続の徹底を図るよう致します。特に、海外を含めて今後発生することが予想される開示項目を予めリストアップし、定期的にチェックしていきます。

(3) 年間の開示スケジュールに予想される項目(四半期決算、半期決算、年度決算及び業績の修正等)についての具体的な実務スケジュールを策定し、国内及び海外の関係事業会社の責任者等と調整し、日程管理を徹底いたします。

(4) その他単発的に発生する開示項目については、主管部門の総務人事部と財務経理部とが連携して、遺漏のないように開示業務を遂行します。また、開示内容により、当社顧問弁護士や会計監査人と相談し、開示に関してのアドバイスをいただくようにします。

